

海老名市スポーツ選手強化報奨金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、オリンピック・パラリンピック競技大会に向け強化指定選手等の認定を受けた者及び全国大会等のスポーツ大会に出場する選手に対し、本市の生涯スポーツの振興、選手の競技力の向上及び選手の競技に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とし、予算の範囲内において報奨金を交付することについて、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有している個人又は市内に所在する団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）若しくは日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）からオリンピック・パラリンピックの強化指定選手（以下「強化指定選手」という。）の認定を受けている者又はJOCの正加盟団体若しくはJPCの加盟団体から強化指定選手の認定を受けている者

(2) 次条に規定する大会に出場する個人又は団体

2 前号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金を交付しないものとする。

(1) 既に交付を受けている大会について申請する場合

(2) 海老名市又は海老名市教育委員会が実施する出場奨励金等目的の類似する補助金等の交付を受けている場合

(交付対象大会の範囲)

第3条 報奨金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 県予選、選考会を経て、又は厳正かつ明確な基準により推薦をされて出場する、国、公益財団法人スポーツ協会（同協会に加盟している団体を含む。）又はこれらに準ずる団体が主催する全国規模の大会

(2) 前号に規定する大会を経て出場するオリンピック・パラリンピック競技大会及び世界選手権大会等の国際規模の大会

(3) 第1号に規定する大会を経て出場する、前号に規定する大会に準ずる国際規模の大会

(報奨の額)

第4条 報奨金の額は別表のとおりとする。なお、団体において交付を受けようとする場合は、別表の団体上限額内において、構成員の内の市内に住所を有する選手の人数と個人への交付金額を乗じた金額とする。

(交付申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対

して、海老名市スポーツ選手強化報奨金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 対象者は、報奨金の交付申請について、市の会計年度内で1回に限り申請することができる。

ただし、交付を受けた該当大会の上位の大会に出場する場合には、1回を超えて申請することができるものとする。（別表交付対象③又は④に該当する個人選手または団体）

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、海老名市スポーツ選手強化報奨金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求等）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者は、海老名市スポーツ選手強化報奨金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに報奨金を交付するものとする。

（返還）

第8条 市長は、報奨金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、報奨金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）不正な方法によって、報奨金の交付を受けたとき

（2）その他市長が必要と認めたとき

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象		金額
① J O C 又は J P C からオリンピック・パラリンピック強化指定選手の認定を受けている者		200,000 円
② J O C の正加盟団体又は J P C の加盟団体から強化指定選手の認定を受けている者		100,000 円
③ 第3条第1号に掲げる大会に出場する者	個人	5,000 円
	団体上限	50,000 円
④ 第3条第2号又は第3号に掲げる大会に出場する者	個人	10,000 円
	団体上限	100,000 円

※交付対象①及び②に関して、交付は年度内1回に限る。